

教育委員会制度の抜本的見直しに関する規制改革会議の見解

平成 19 年 2 月 15 日

規制改革会議

教育再生を内閣の最重要課題として掲げる安倍総理の強いリーダーシップの下、1月24日に教育再生会議の「第一次報告」がまとめられた。短期間に教育改革の道筋をつけられたことを評価したい。更に通常国会への改正法案提出を念頭に、2月5日には学校再生分科会（第1分科会）において教育委員会制度の改革に関し、具体的な提言案がまとめられたが、今後の通常国会に提出する法案作成作業にあたり、当会議として特に留意していただくべきと思われる事項について下記に意見を申し述べることとする。

記

基本的考え方

当会議前身の会議による文部科学省との折衝の結果、当時の安倍官房長官の裁定を経て、市町村教育委員会の権限を首長へ委譲する特区の実験的な取組を進めることと共に、『教育行政の仕組み、教育委員会制度について、抜本的な改革を行うこととし、早急に結論を得る』との方針が、いわゆる骨太方針2006として平成18年7月7日に閣議決定されており、本件への対応は当会議の責務であると認識している。

「第一次報告」が基本的考え方として掲げた、「教育委員会の責任体制のあいまいさ」、教育界の「説明責任のなさ」、「危機管理体制の欠如」という現状認識、及び「多様性の確保」、「学校や教員の切磋琢磨」、「客観的で多元的な評価」、「教育の受け手の意向の反映」、「説明責任」という検討の方向性は、当会議としても共有するものである。今後、具体的な改革案の策定・実行に当たっては、教育の提供側からの視点ではなく、教育の受益者である「学習者＝児童生徒・保護者」の視点に立って教育改革を成し遂げていただきたい。

また、「第一次報告」において、教育委員会の必置規制の撤廃などについて検討することも必要とされている通り、現行の行政組織を前提とした見直しにとどまらず、教育委員会制度の改廃、その必置規制の可否を含め、地方自治体、学校現場、地域の意見を十分に勘案したうえで、十分な時間をかけて真に「抜本的見直し」と言える結論を得るべきである。

教育委員会の位置づけと理念

教育委員会の任務（役割・責務）を国の定める法令において明確化することが重要であるが、他方、文部科学省による裁量行政的な上意下達システムの弊害を助長することがあってはならない。併せて、レイマン・コントロールという教育委員会の基本的な理念、即ち教育行政執行組織の外部にいる「素人」が管理するという理念の再確認が必須である。

国と教育委員会との関係

昨今の教育委員会の法令無視、閣議決定事項無視の由々しき現況に鑑みれば、特に児童生徒・保護者の権利・利益を保護する観点から、いわば非常時対応の「伝家の宝刀」的な位置づけとして国による一定の担保措置を設けておく必要はあろう。しかし、一方で、地方分権等の流れに逆行する形で国の権限を強化し、文部科学省の裁量行政的な上位下達システムの弊害を助長することがあっては断じてならない。大臣指示・勧告と言った形は極力避け、むしろ、教育委員会自身が自らの努力で進化していける環境作りをサポートすることに国は注力すべきであり、あくまでも教育に関する国の権限を強化するというものではない制度設計とすべきである。

市町村教育委員会への教員人事権移譲について

「第一次報告」では、「中核市を政令指定都市並みの扱いとする」、「市町村教育委員会に人事権を極力、委譲する」とされており、国会議の考え方と完全に一致している。ぜひ勇断を持って、「第一次報告」通り実現して頂きたい。部分的、又は中途半端な人事権の移譲は権限と責任の分断を図ることとなり、現場の混乱も招くおそれがある。

学校・教員・教育委員会の第三者評価について

学校・教員・教育委員会の外部評価委員会を設置するにあたっては、学習者、即ち、児童生徒・保護者の参画は不可欠である。また、執行と評価の分離は必須であり、都道府県教育委員会が域内の市町村教育委員会の評価を行う等、利害関係者による評価は第三者評価とはいいがたく、学習者サイドを重視した明確な「第三者評価」となる制度設計とすべきである。評価機関起用に際しては、教育行政省庁から完全に独立した機関（例：英国における教育水準局）とすべきであり、所管省庁の関連組織への委託は第三者評価たりえない。

なお、今国会における法制化にあたっては、平成 18 年 9 月 15 日構造改革特別区域推進本部決定（*）を踏まえることは当然のことであること、最後に申し添える。

- * 学校施設の整備・管理権限の首長への移譲 【特区で措置】
- 文化・スポーツに関する事務の権限の首長への移譲 【全国で措置】
- 教育委員の数の弾力化 【全国で措置】
- 小中学校教職員の人事権の、中核市などの教育委員会への移譲【平成 18 年度中検討】
- 社会教育に関する事務の権限の首長への移譲 【平成 18 年度中検討】

以上